

仕様書

1 件名

公共安全モバイルシステム対応端末購入

2 目的

本件は、災害発生時等における通信手段を確保するとともに、音声による通信に加え、現場で撮影した写真、動画及び位置情報等を迅速に共有できる体制を構築することで、防災対応力の向上を図ることを目的とする。

また、平常時においても、庁内及び現場活動時における円滑な情報を図るものとする。

3 数量

15台

4 調達内容

通信環境の整備、各種アプリケーションの導入、初期設定、端末のキッティング及びその他の必要な設定が完了した公共安全モバイルシステムに対応するスマートフォン端末（以下、「端末」という。）の調達である。

5 納入期限

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

6 納入場所

奈良県香芝市本町1397番地 香芝市危機管理課

7 端末の仕様

仕様は、次のとおりとする。

項 目	要 件
メーカー	テレネット株式会社
製 品 名	ハザードトークTUF-1

8 サービス提供事業者

公共安全モバイルシステムに対応するサービス提供事業者は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2項第5号の規定する電気通信事業者であり、総務省の「電波利用ポータル」において、当該サービスの提供事業者又は

再販事業者として掲載されている者とする。

なお、入札参加者が直接のサービス提供事業者以外の者であっても差し支えない。

9 通信サービスの要件

(1) 回線数

15回線とすること。

(2) 電話番号

全ての端末について、新たに電話番号を取得し、災害時優先電話として利用できること。

(3) データ通信容量

毎月のデータ通信容量は、全15回線で合計15GBとし、各回線で共用できること。

(4) 通信容量超過時の取扱い

データ通信容量が15GBを超過した場合は、通信速度が制限されないよう、自動的に1GB単位の従量課金に移行すること。

10 ネットワークの仕様

(1) 通信方式

4GLTE等の携帯電話網を利用した通信が可能であること。

(2) ネットワーク設備の冗長性

大規模災害や通信障害等に備え、東日本及び西日本にネットワーク設備が設置されているとともに、各拠点のネットワーク機器について、二重化等により必要な冗長性が確保されていること。

(3) 複数の携帯電話網への接続

各契約回線において、異なる携帯電話事業者2社以上の携帯電話網に接続できること。

(4) 災害時における通信の確保

災害発生時等の通信が輻輳した場合においても、一般利用者向けの通信サービスと比較して、公共安全機関の通信が優先的に取り扱われる仕組みを有すること。

また、通信経路の一部又は全部に、公共安全モバイルシステム専用のネットワーク設備を有すること。

11 端末の機能要件

(1) 音声通話

音声通話を利用できること。

(2) データ通信

データ通信によりインターネットに接続できること。

また、テザリング機能を利用できること。

(3) S I M

本件で調達する端末に対応し、正常に通信できるものであること。

なお、S I Mの種類は、問わない。

1 2 アプリケーションの導入及び設定

次に掲げるアプリケーションは、本件で調達する端末に導入すること。

また、各アプリケーションの運用方法の検討、各種機能の設定及び運用開始に必要なシステム設定について支援を行うこと。

(1) 災害対応アプリケーション

ア テレネット株式会社が提供する災害対応アプリケーションを導入すること。

イ テレネット株式会社が提供する災害対応アプリケーションを全端末で利用できるよう、各端末に1アカウントを設定すること。

また、このうち3台には、株式会社サイエンスアーツが提供する「B u d d y c o m」のガバメントプランを併せて導入すること。

(2) 通信プラン

テレネット株式会社が提供する「防災用無線+プラン」を導入し、次に掲げる機能を利用できること。

ア 通話機能

個別通話、グループ通話及び一斉通話が可能であり、発信先を一覧表示し、検索機能により選択できること。

イ グループ管理機能

端末から任意の通話グループを作成できること。

また、契約端末台数の半数を超えないグループを作成でき、各グループには複数の端末から全契約端末まで登録できるとともに、複数のグループを同時に待ち受けできること。

ウ チャット機能

無線通話アプリケーションにチャット機能を有し、グループ及び個別の利用者間でメッセージを送受信できること。

エ 録音機能

無線通話の内容を自動的に録音できること。

オ 写真及び動画の管理・共有機能

端末で撮影した写真及び動画を位置情報と関連付け、G o o g l e M a p s 等の地図上に表示するとともに、管理画面及び端末間で共有できること。

また、写真にコメントを入力し、重要度及びインシデントの設定ができること。

カ 管理画面の機能

管理画面はW e b ブラウザで利用でき、撮影した写真を時系列順に表示するとともに、写真及び動画を重要度、グループ、端末及び日付の条件で絞り込んで表示できること。

キ 写真の出力機能

管理画面から撮影した写真を印刷又はP D F 形式で出力でき、出力時には撮影端末、位置情報及びコメントを併せて表示できること。

ク 端末及びグループの設定変更機能

管理画面において、端末名称及びグループの設定を変更できること。

(3) 支払方法

同項各号に係る利用料金については、当該年度末の利用の実績に応じて算定し、一括して支払うものとする。

1 3 端末の初期設定等

本件で調達する端末について、次に掲げる初期設定等を完了した上で、納入すること。

(1) 初期設定及びO S アップデート

端末のアクティベーション、初期設定及びO S のアップデートを行うこと。

(2) S I M 及びA P N の設定

S I M 及びA P N の設定を行うこと。

(3) アプリケーションの導入及び設定

本仕様書第1 2 項に定めるアプリケーションのインストール、テナント設定及びその他利用に必要な初期設定を行うこと。

(4) 電話帳の作成及び登録

無線番号等の情報が記載されたデータを取り込み、電話帳を作成し、各端末に登録すること。

(5) 端末等へのシールの貼り付け

各端末に、管理番号等を記載した識別用シールを貼り付けること。

なお、シールの記載内容、形状及び貼付位置については、事前に発注者の確認を受けること。

1 4 セキュリティ対策

通信サービスについては、不正な通信の遮断及びネットワークの監視等、必要なセキュリティ対策が講じられていること。また、当該通信サービスの提供事業者は、J I S Q 2 7 0 0 1 (I S O / I E C 2 7 0 0 1) の最新版に基づく情報セキュリティマネジメントシステム (I S M S) の認証を取得していること。

また、本件で導入する端末及び通信サービスを構成するネットワーク設備については、それぞれにサプライチェーンに係るリスクを考慮し、必要なサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

1 5 保守及び障害時の対応

(1) 受注者は、発注者からの各種問合せ、申請並びに不具合及び障害に関する連絡に対応する窓口を設置し、通常営業時間内に電話、電子メール又はW e b 等により対応すること。

また、S I Mカードの紛失又は盗難等に伴う通信サービスの一時停止及び利用再開の申請においても対応すること。

(2) 不具合又は障害が発生した場合は、速やかに原因を調査するとともに、関係事業者と連携し、復旧に必要な対応を行うこと。

1 6 補償サービス

本件で調達する端末については、次に掲げる内容の補償サービスを付帯した上で、納入すること。

(1) 補償対象機器

本件で調達する端末全台を対象とする。

(2) 補償期間

納入日から起算して1年間とする。

(3) 補償内容

自然故障又は物損故障が発生した場合は、無償修理又は端末交換による補償を行うこと。

1 7 検査

受注者は、納入前に全ての端末について、本仕様書に定める要件への適合、通信サービス及びアプリケーションとの相互接続性並びに正常な動作を確認すること。また、納入時には、発注者が実施する検査を受けること。

検査の結果、本仕様書に定める要件を満たしていないと認められた場合には、受注者は、発注者が指定する期日までに、自己の負担において必要な是正

措置を講じ、再検査を受けること。

18 納入

受注者は、本仕様書に定める通信環境の整備、初期設定、通信サービス、アプリケーションの利用に必要な設定及びその他必要な設定を完了した上で、指定された納入期限までに、端末及び附属品並びに本仕様書に定める提出書類を香芝市危機管理課へ納入すること。

また、通信サービス及びアプリケーションについては、納入時から利用できる状態にすること。

19 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上で、対応を決定するものとする。
- (2) 本件は、端末、通信環境の整備、各種アプリケーション導入、初期設定、端末のキッティング業務及び端末配送に係る業務のほか、導入に必要な一切の業務を行うものである。

ただし、本仕様書第9項から第12項に定める事項については、本件の入札に含めず、入札後に受注者と別途契約するものとする。

- (3) 納入する製品は、全て新品であること。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項であっても、端末の納入、通信環境の整備、通信サービス並びにアプリケーションの導入に必要な作業については、受注者の負担において実施すること。

ただし、作業の範囲又は費用負担について疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上で、決定するものとする。

- (5) 受注者は、端末、通信サービス及びアプリケーションの操作マニュアル並びに障害発生時の対応手順書を作成し、納入時に発注者へ提出すること。

また、発注者が指定する職員に対し、操作方法について説明を行うこと。

- (6) 本仕様書及び契約書に明記されている事項については、原則として疑義への回答を行わない。

ただし、記載内容の解釈に疑義が生じる場合は、この限りでない。